

「包括的な委託」についての考え方

A 介護予防・生活支援サービス（地域支援事業）

事業対象者、要支援1、要支援2

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

B 介護予防サービス（予防給付）

要支援1、要支援2

- ・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーションなど

A のみ利用 → 介護予防ケアマネジメント

B のみ利用

A + B の利用

→ 介護予防支援

●指定介護予防支援事業所（令和6年度より）

A + B の利用

（介護予防支援）

利用者が指定事業所と契約



A のみの利用

（介護予防ケアマネジメント）

利用者が地域包括支援センターと契約

【条件（包括的な委託）】

指定事業所が介護予防ケアマネジメントを実施するためには、地域包括支援センターから委託を受けている必要がある。

※予め利用者が指定事業所と地域包括支援センターの両方と契約をしておくことで支援が円滑に進む。